

寒川町告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、寒川町財務規則（昭和40年寒川町規則第1号）第57条の3第3項の規定により告示する。

令和8年2月12日

寒川町長 木村俊雄

1 指定納付受託者の名称及び所在地

ウェルネット株式会社

北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4

2 指定納付受託者に納付させる歳入

寒川町が契約する施設予約システムを通じて納付される使用料等

3 指定日

令和8年2月12日

4 指定納付受託者を指定した期間

令和8年2月27日から期間満了の日まで